

【前期第8問】

AとBは、深夜、仕事上のトラブルから、殺害目的でXを呼び出し、同業者Yに対して、「Xがいてはお前も俺たちの仕事も終わりだ。Xをここで始末すれば、跡は残らない。もし、お前がやらなければXともどもお前を殺すことになる。」とXを殺害するようYに申し向けたが、Yがこれを拒否すると、AとBはこもごもYの顔面や身体を手拳や竹刀で殴打するなど暴行を加え、更なる危害を加える勢いでYを脅したところ、Yは観念し、渡された匕首を構えてXのいる応接室に入っていき、殺害もやむなしとXに斬りつけてXの腕に傷害を負わせたところ、Xは、近くにあったゴルフクラブで応戦してYの頭部に重大な傷害を加えた。

X、Yの罪責を論ぜよ。

参考判例：東京地裁平成8年6月26日判決